## 小学校設置基準

(平成十四年三月二十九日文部科学省令第十四号) 最終改正:平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三条の規定に基づき、小学校設置基準を 次のように定める。

第一章 総則

(趣旨)

- 第一条 小学校は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。
- 2 この省令で定める設置基準は、小学校を設置するのに必要な最低の基準とする。
- 3 小学校の設置者は、小学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

第二条 削除

第三条 削除

第二章 編制

(一学級の児童数)

第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(学級の編制)

第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

(教諭の数等)

- 第六条 小学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭(以下この条において「教諭等」という。)の数は、一学級当たり一人以上とする。
- 2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、副校長若しく は教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができる。
- 3 小学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

第三章 施設及び設備

(一般的基準)

第七条 小学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なもので なければならない。 (校舎及び運動場の面積等)

- 第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。
- 2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、 その他の適当な位置にこれを設けることができる。

(校舎に備えるべき施設)

- 第九条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。
  - 一 教室(普通教室、特別教室等とする。)
  - 二 図書室、保健室
  - 三 職員室
- 2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備 えるものとする。

(その他の施設)

第十条 小学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校具及び教具)

- 第十一条 小学校には、学級数及び児童数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な 種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。
- 2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第十二条 小学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

## 別表 (第八条関係)

イ 校舎の面積	
児童数	面積(平方メートル)
一人以上四〇人以下	5 0 0
四一人以上四八〇人以下	5 0 0 + 5×(児童数 - 4 0 )
四八一人以上	2 7 0 0 + 3×(児童数 - 4 8 0 )
ロ 運動場の面積	
児童数	面積(平方メートル)
一人以上二四〇人以下	2 4 0 0
二四一人以上七二〇人以下	2 4 0 0 + 1 0×(児童数 - 2 4 0 )
七二一人以上	7 2 0 0

附 則 抄

(施行期日等)

- 1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二章及び第三章の規定、 附則第三項の規定(学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第十六条の 改正規定を除く。)並びに別表の規定は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 第二章及び第三章の規定並びに別表の規定の施行の際現に存する小学校の編制並びに 施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成一九年三月三〇日文部科学省令第五号) 抄 (施行期日)

第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施 行の日(平成十九年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年一〇月三〇日文部科学省令第三四号)

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号)

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十二月二十六日)から施行する。ただし、第一条中学校教育法施行規則第一章第二節の節名、第二十条第一号口、第二十三条、第四十四条第一項、第二項及び第三項、第四十五条第一項、第二項及び第三項、第七十条第二項及び第三項、第七十一条第二項及び第三項、第十一条第一項、第二項及び第三項、第二十二条、第百二十四条第一項、第二項及び第三項並びに第百二十五条第二項の改正規定、第五条中学校基本調查規則第三条第二項の改正規定、第八条中学校教員統計調查規則第三条第二項の改正規定、第九条中教育職員免許法施行規則第六十八条及び第六十九条の改正規定、第十二条中幼稚園設置基準第五条第一項、第二項及び第三項並びに第六条の改正規定、第十七条中高等学校通信教育規程第五条第一項の改正規定、第二十三条中専修学校設置基準第十八条第三号の改正規定、第三十八条中小学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定、第三十九条中中学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定並びに第四十七条中高等学校設置基準第八条第一項及び第二項並びに第九条の改正規定(副校長、主幹教諭又は指導教諭に係る部分に限る。)は、平成二十年四月一日から施行する。

## 中学校設置基準

(平成十四年三月二十九日文部科学省令第十五号) 最終改正:平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三条 の規定に基づき、中学校設置基準を次のように定める。

第一章 総則

(趣旨)

- 第一条 中学校は、学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。
- 2 この省令で定める設置基準は、中学校を設置するのに必要な最低の基準とする。
- 3 中学校の設置者は、中学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

第二条 削除

第三条 削除

第二章 編制

(一学級の生徒数)

第四条 一学級の生徒数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(学級の編制)

第五条 中学校の学級は、同学年の生徒で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の生徒を一学級に編制することができる。

(教諭の数等)

- 第六条 中学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭(以下この条において「教諭等」という。)の数は、一学級当たり一人以上とする。
- 2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、副校長若しく は教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができる。
- 3 中学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

第三章 施設及び設備

(一般的基準)

第七条 中学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なもので なければならない。 (校舎及び運動場の面積等)

- 第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。
- 2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、 その他の適当な位置にこれを設けることができる。

(校舎に備えるべき施設)

- 第九条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。
- 一 教室(普通教室、特別教室等とする。)
- 二 図書室、保健室
- 三 職員室
- 2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備 えるものとする。

(その他の施設)

第十条 中学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校具及び教具)

- 第十一条 中学校には、学級数及び生徒数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な 種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。
- 2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第十二条 中学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

## 別表 (第八条関係)

イ 校舎の面積	
生徒数	面積(平方メートル)
一人以上四〇人以下	6 0 0
四一人以上四八〇人以下	6 0 0 + 6×(生徒数 - 4 0)
四八一人以上	3 2 4 0 + 4×(生徒数 - 4 8 0)
ロ 運動場の面積	
生徒数	面積(平方メートル)
一人以上二四〇人以下	3 6 0 0
二四一人以上七二〇人以下	3 6 0 0 + 1 0×(生徒数 - 2 4 0 )
七二一人以上	8 4 0 0

附 則 抄

(施行期日等)

- 1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二章及び第三章の規定、 附則第三項の規定(学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第五十一条 及び第六十五条の三の改正規定を除く。)並びに別表の規定は、平成十五年四月一日から 施行する。
- 2 第二章及び第三章の規定並びに別表の規定の施行の際現に存する中学校の編制並びに 施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成一九年三月三〇日文部科学省令第五号) 抄 (施行期日)

第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施 行の日(平成十九年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年一〇月三〇日文部科学省令第三四号)

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号)

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十二月二十六日)から施行する。ただし、第一条中学校教育法施行規則第一章第二節の節名、第二十条第一号口、第二十三条、第四十四条第一項、第二項及び第三項、第四十五条第一項、第二項及び第三項、第七十条第二項及び第三項、第七十一条第二項及び第三項、第八十一条第一項、第二項及び第三項、第百二十条、第百二十四条第一項、第二項及び第三項並びに第百二十五条第二項の改正規定、第五条中学校基本調查規則第三条第二項の改正規定、第八条中学校教員統計調查規則第三条第二項の改正規定、第九条中教育職員免許法施行規則第六十八条及び第六十九条の改正規定、第十二条中幼稚園設置基準第五条第一項、第二項及び第三項並びに第六条の改正規定、第十七条中高等学校通信教育規程第五条第一項の改正規定、第二十三条中専修学校設置基準第十八条第三号の改正規定、第三十八条中小学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定、第三十九条中中学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定並びに第四十七条中高等学校設置基準第八条第一項及び第二項並びに第九条の改正規定(副校長、主幹教諭又は指導教諭に係る部分に限る。)は、平成二十年四月一日から施行する。